年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛媛地方第三者委員会分

- 1. 今回のあっせん等の概要
 - (1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

1 件

国民年金関係 1件

愛媛国民年金 事案 666

第1 委員会の結論

申立人の平成9年3月から11年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和52年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年3月から11年3月まで

私が20歳になった際に、父親が、A市役所で国民年金の加入手続及び国 民年金保険料の免除申請手続を行ってくれた。

父親が所持する平成9年の手帳の3月*日の欄に、父親がA市役所に出向いたことを示す「市役所」の記載がある。

申立期間を国民年金保険料の免除承認期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の免除申請手続を行ったとする申立人の父親は、「平成9年の手帳の3月*日の欄に、「市役所」と記載しているので、同日に息子の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の免除申請手続を行うため、A市役所に出向いたことは間違いない。」旨を証言している。

しかしながら、申立人は、「厚生年金保険に加入した際に初めて年金手帳の交付を受けた。」旨を主張している上、オンライン記録から、申立人に係る基礎年金番号の付番年月日が、平成11年4月26日であることが確認でき、当該番号が付番されるまでは、申立期間は未加入期間であったことから、制度上、国民年金保険料の免除申請手続を行うことはできない。

また、申立期間当時、国民年金保険料の免除承認を受けるには、申請手続を毎年度行わなければならなかったが、申立人の父親は、「国民年金保険料の免除申請手続を行ったのは、平成9年3月*日の1回のみであり、当該手続を毎年度行う必要があるとは知らなかった。」と証言している。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の免除申請手続に関与していない上、申立人の父親が当該手続を行ったことを示す関連資料(免除承認通知書等)は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。